

東北地方太平洋沖地震に係る被災者支援、災害復旧・復興対策に関する 中国地方物流連絡ネットワークの設置について

中国地方国際物流戦略チーム事務局

1. 概要

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害により、被災者への生活物資の配達の遅れや、ガソリンや灯油などの不足が深刻になっている。

また、産業活動を支える港湾等インフラの大規模な被災により、企業の経済活動にも支障を生じており、既に関係者の間では、被災状況の把握や救援作業、生活物資等の緊急輸送、既存工場の稼働率の引き上げなどに全力を挙げて取り組んでいるところである。

このような中で、被災者への支援、災害復旧・復興を、より効率的・効果的に行うためには、関係者間で物流全般に係る情報の共有化、情報の双方向性を担保することが有効であると思料される。

既に、物流関係団体等の中には関係行政機関等の中で所要の調整を行っているところもあるが、他方で、荷主等からは、所要の調整を行うに際して該当する行政機関が分かりづらいと言った声も聞いている。

このため、より機動的な対応、民間活動への支援を図るため、今般、中国地方国際物流戦略チームの枠組みを基本として、官民が参画する「中国地方物流連絡ネットワーク」を設置することとし、本ネットワークを通じて、荷主、船会社、物流業者等の民間団体からの物流に係る具体的な要望や意見等が寄せられた場合には、迅速かつ的確に所要の対応を図ることとしたい。

2. 中国地方物流連絡ネットワークのメンバー

中国経済連合会に所属する民間団体、中国地方国際物流戦略チームに所属する国、地方自治体及び民間団体を基本とし、必要に応じて事務局が認めた者を本ネットワークに追加していくこととする。

また被災者支援、災害復旧・復興対策が円滑に行われるまでの当分の間は、事務局として、中国地方国際物流戦略チーム事務局が窓口となり、所要の対応を図る。

3. 活動内容

官民一体となった機動的な対応を図るため、当面、以下のとおりとする。

- (1) 民間団体は、必要に応じ事務局に対し、メール等で具体的な要望や意見等を提出する。
- (2) 事務局において、同要望や意見等に関係する行政機関を特定し、事務局から民間団体及び関係行政機関に周知を図る。その後、要望や意見等を提出した民間団体と関係行政機関の間で具体的な調整を行い、所要の結論を得る。
- (3) 本結論については、要望や意見等を提出した民間団体又は関係行政機関から事務局に通知する。
- (4) 本案件について、事務局は、必要に応じて、中国地方国際物流戦略チームメンバーへの報告や意見交換等を行う。

(以上)